

青梅都市計画道路の変更（案）

都市整備部土木課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線

青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線

2 理由

青梅都市計画道路3・5・12号青梅中央道線は、青梅市今井4丁目を起点として、青梅市裏宿町を終点とする延長約6,980メートルの路線である。

また、青梅都市計画道路3・4・13号青梅東端線は、青梅市新町9丁目を起点として、青梅市今井4丁目を終点とする延長約3,410メートルの路線である。

両路線は、青梅インターチェンジ北側周辺地区において、平成28年度からの10年間で優先的に整備すべき路線として、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の「優先整備路線」に位置付けられている。この「優先整備路線」に位置付けられた主な選定理由として、「拠点形成と拠点間連携」および「地域のまちづくりへの貢献」において、拠点形成を支えることや拠点間連携に資すること、また、地域のまちづくりを進める上で、「整備が必要な都市計画道路である」とされている。

また、「青梅市都市計画マスタープラン」（平成26年5月改定）では、「多摩地域における都市計画道路の整備方針において、優先的に整備すべき道路として位置づけられた路線や、周辺環境の変化や課題を適切にとらえ選定した路線の整備を進める。」とされている。

両路線については、昭和36年10月に都市計画決定され、整備を進めているところであり、今回、3・5・12号線起点から今井馬場崎交差点手前付近までの一部区間において、沿道や周辺の状況を勘案し、また、曲線半径の大きい線形とすることにより、安全性の向上および交通機能の円滑化を図るため、一部線形および延長の変更を行う。また、3・4・13号線は、3・5・12号線の変更に伴い、終点位置および延長を変更する。

青梅都市計画道路の変更（青梅市決定）

青梅都市計画道路中 3・5・12号青梅中央道線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表形式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・12	青梅中央道線	青梅市 今井四丁目	青梅市 裏宿町	青梅市 東青梅二丁目	約 6,970m	地表式		12m	幹線街路と平面交差 14か所 JR 青梅線と平面交差	
	車線の内訳		2車線			約 500m					
	3・4・13	青梅東端線	青梅市 新町九丁目	青梅市 今井四丁目	青梅市 新町六丁目	約 3,390m	地表式		16m	自動車専用道路と立体交差 1か所 幹線街路と平面交差 6か所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：3・5・12号線の一部区間において、沿道や周辺の状況を勘案し、また、安全性の向上および交通機能の円滑化を図るため、一部線形および延長の変更を行う。3・4・13号線は、3・5・12号線の変更に伴い、終点位置および延長を変更する。

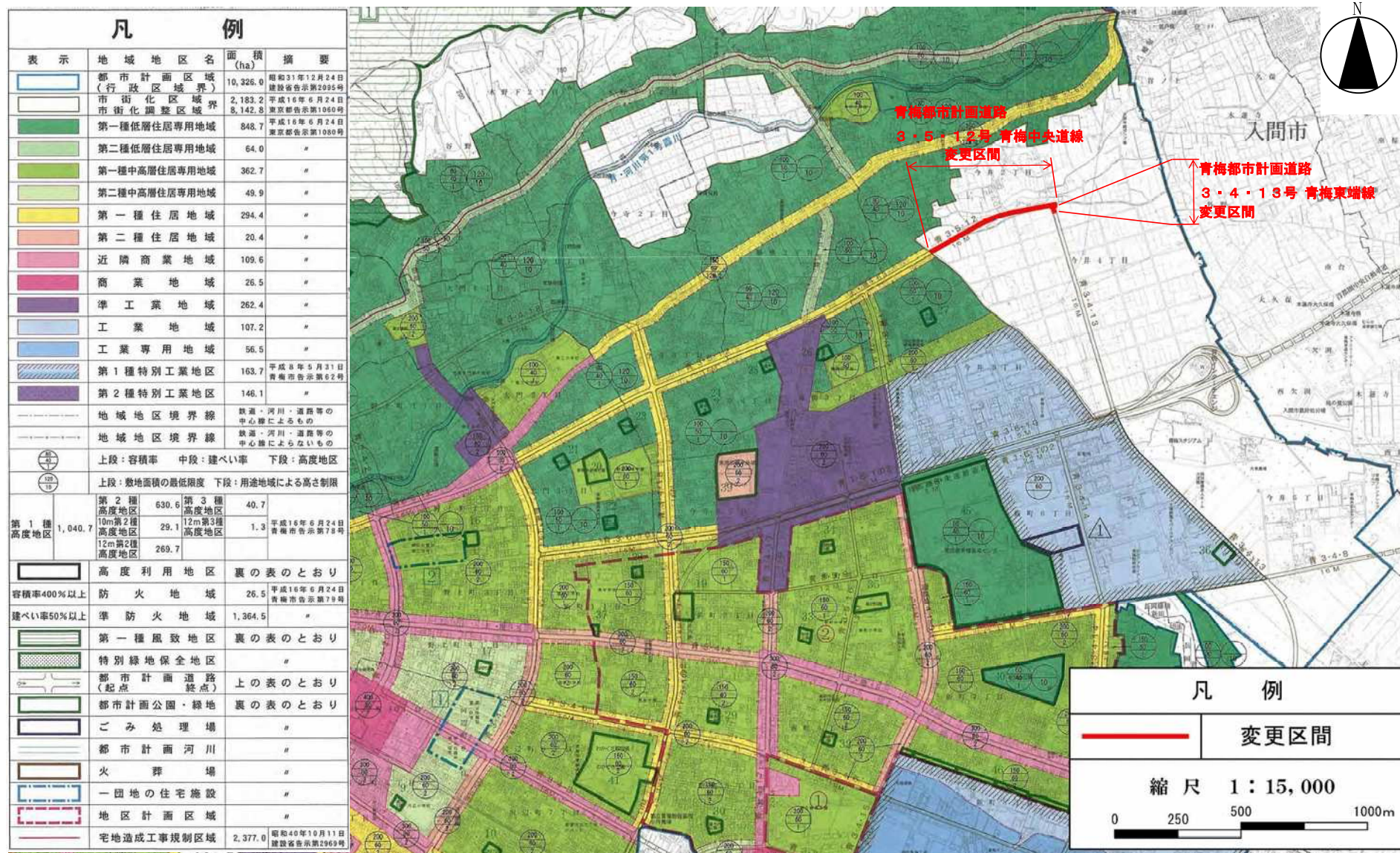
変更概要

名 称	変 更 事 項	
3・5・12号青梅中央道線	1 起点位置の変更	青梅市今井四丁目地内
	2 延長の変更	約 6,980m → 約 6,970m
	3 一部線形の変更	青梅市今井四丁目 中心線の振れ 最大約 35m
	4 一部車線の数の決定	2車線（青梅市今井四丁目 延長約 500m）
3・4・13号青梅東端線	1 終点位置の変更	青梅市今井四丁目地内
	2 延長の変更	約 3,410m → 約 3,390m
	3 一部区域の変更	青梅市今井四丁目地内

青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線 青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線

総括図

[青梅市決定]

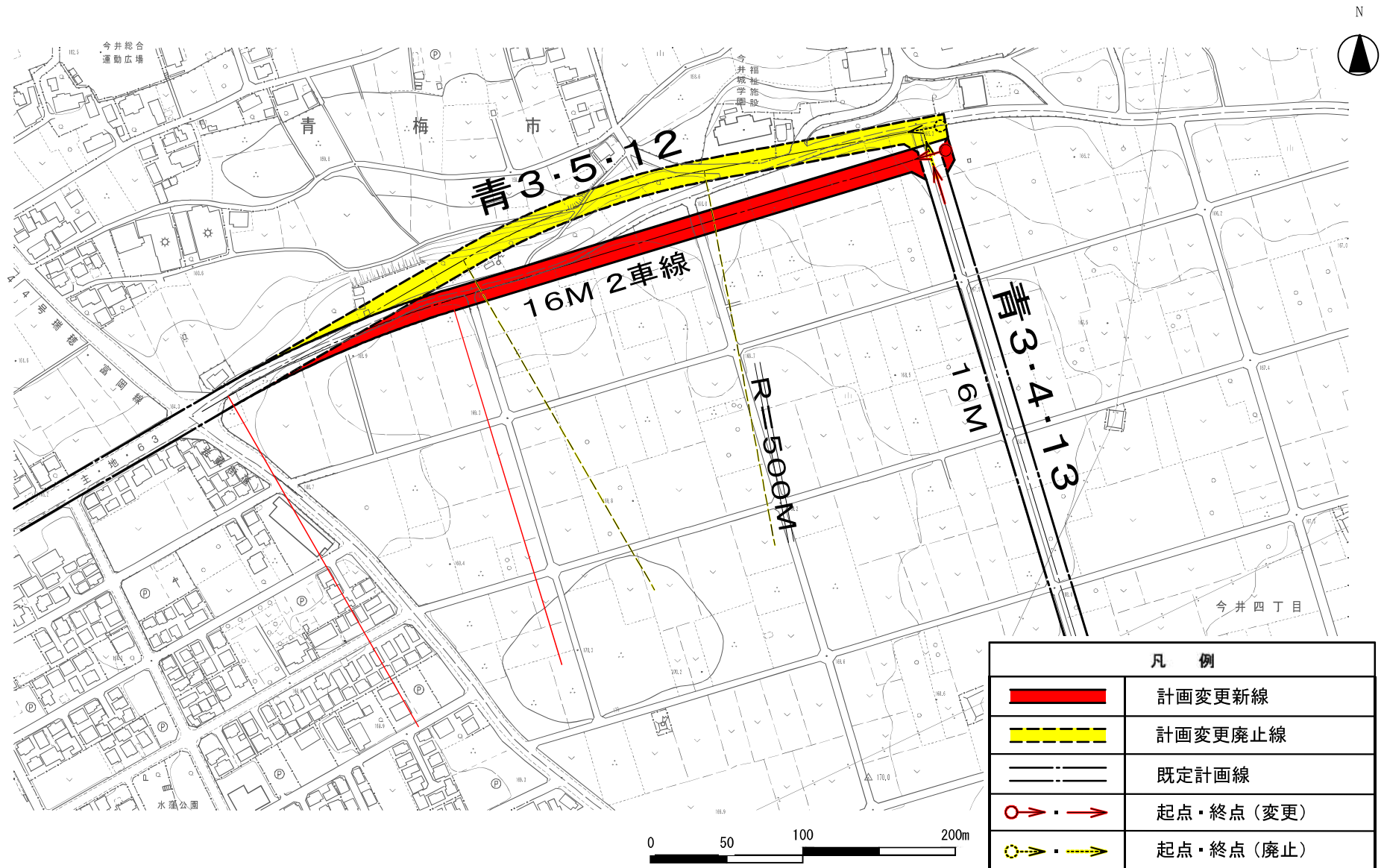


「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第13号」
「(承認番号)4都市基街第31号、令和4年4月25日」無断複製を禁ずる

青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線
 青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線

計 画 図

〔青梅市決定〕 縮尺 1：2,500



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4 都市基交著第 13 号」
 「(承認番号) 4 都市基街都第 31 号、令和 4 年 4 月 25 日」無断複製を禁ずる